

版番号	9版
発行	R7.4

介護老人保健施設入所利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設コスモスガーデン桜の里（以下「当施設」という。）は要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者（以下「扶養者」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 1. 本約款は、利用者が介護老人保健施設入所利用同意書を当施設に提出したのち、効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合は新に同意を得ることとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び扶養者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本約款に基づく入所利用の解除・終了をすることができます。
この場合には、利用者及び扶養者は契約終了を希望する日の7日前までに当施設に通知するものとします。

(当施設からの解除)

第4条 当施設は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において非該当または要支援1 要支援2 と認定された場合
- ② 当施設において定期的に実施されるサービス担当者会議等において、退所して居宅において生活ができると判断された場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び扶養者が、本約款に定める利用料金を1ヶ月分以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、他の入所者又は当施設及び当施設の職員に対して、利用継続が困難となる程度の迷惑行為（暴言・暴力・セクハラ行為等）又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合
- ⑦ 利用者及び扶養者が利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果、利用継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

版番号	9版
発行	R7.4

(利用料金)

- 第5条 1. 利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護保健施設サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額および利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。
- 但し、利用者が未だ要介護認定を受けていない場合には（更新手続中など）は要介護認定の決定後まとめて支払うものとします。また、1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づき計算した金額とします。
2. 当施設は、利用者及び扶養者が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を毎月10日までに送付し、利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払の方法は別途話し合いの上双方合意した方法によります。（お支払い方法についての確認は別紙にて行います）
3. 当施設は、利用者又は扶養者から、第5条第1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び扶養者が指定する送付先に対して領収書を送付します。
4. 介護給付費体系の変更や著しい経済状態の変化、その他やむを得ない事由がある場合は、サービス利用料金を変更することができるものとします。但し、変更を行う際は、利用者及び扶養者への説明を行うものとします。

(記録)

- 第6条 1. 当施設は利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。
2. 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。但し、扶養者その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

- 第7条 1. 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務と明記されていることから、情報提供を行うこととします。
- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）との連携
 - ③ 利用者が偽り、その他不正な行為によって保険給付を受けている場合の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
2. 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の扱いとします。

版番号	9版
発行	R7.4

(身体の拘束)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設部長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(緊急時の対応)

第9条 1. 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関または協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
2. 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門機関を紹介します。
3. 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第10条 1. サービス提供時により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。
2. 施設医師の医学的判断により、専門的な医学対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門機関での診療を依頼します。
3. 前2項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第11条 利用者及び扶養者は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情などについて、担当支援相談員に申し出ることができます。又は、備付の用紙、管理者宛の文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ること、及び電子メールで申し出ることができます。

(賠償責任)

第12条 1. 介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。但し、以下の各号に該当する場合には、当施設は損害賠償責任を免れます。
(1) 利用者及び扶養者が利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
(2) 利用者及び扶養者が利用者へのサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対し故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。

版番号	9 版
発行	R7.4

- (3) 利用者の急激な体調の変化等、当施設の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。
 - (4) 利用者及び扶養者が当施設もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。
2. 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第 13 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

版番号	9 版
発行	R7.4

介護老人保健施設コスモスガーデン桜の里のご案内

1.施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 コスモスガーデン桜の里
- ・開設年月日 平成 16 年 12 月 1 日
- ・所在地 長崎市さくらの里 2 丁目 27 番 28 号
- ・電話番号 095-840-1200 ・ファックス番号 095-840-1300
- ・管理者名 船津 龍
- ・介護保険事業者番号 4250180108

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1 日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が在宅での生活を 1 日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）並びに訪問リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

【介護老人保健施設コスモスガーデン桜の里の運営方針】

『ご利用者の自立を支援し、一日でも早く家庭復帰できるようにリハビリの充実に力を入れます。また、家庭的な明るい雰囲気での生活を送っていただく為のサービスを提供し、地域や家庭との結びつきを重視します。』

(3) 施設の職員体制（令和 7 年 4 月 1 日現在）

	常勤	非常勤	夜間	備考
・医師	1			
・薬剤師		1		
・看護職員	10	2	1	
・介護職員	30	1	3	
・支援相談員	2			
・理学療法士	3			
・作業療法士	2			
・言語聴覚士				
・管理栄養士	1			
・歯科衛生士		1		
・介護支援専門員	2			
・事務職員	2			兼務あり
・その他	1	11		

(4) 入所定員等 ・定員 100 名（個室 30 室 2 人室 13 室、4 人室 11 室）

(5) 通所定員 50 名（一単位 50 名）

版番号	9 版
発行	R7.4

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護計画の立案
- ③ 介護予防短期入所療養介護計画の立案
- ④ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます）
 - 朝食 8：00～ ※15：00におやつもご置きます。
 - 昼食 12：00～
 - 夕食 17：00～
- ⑤入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者には、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。また、短期入所ご利用者の場合は、ご相談に応じます。）
- ⑥医学的管理・看護
- ⑦介護（退所時の支援も行います）
- ⑧機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション、行事）
- ⑨相談援助サービス
- ⑩行政手続代行
- ⑪その他
 - *これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科医療機関にご協力いただき、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

◎協力医療機関

- 【名称】長崎新港診療所 （住所）長崎市京泊町3丁目30-3
- 【名称】光風台病院 （住所）長崎市鳴見台2丁目45-20
- 【名称】長崎百合野病院 （住所）西彼杵郡時津町元村郷1155-2
- 【名称】虹が丘病院 （住所）長崎市虹ヶ丘町1-1
- 【名称】小江原中央病院 （住所）長崎市小江原2丁目1-20
- 【名称】こんどう整形外科 （住所）長崎市京泊町3丁目30-11
- 【名称】中尾耳鼻咽喉科 （住所）長崎市京泊町3丁目27-1

◎協力歯科医療機関

- ・名称 脈デンタルクリニック
- ・住所 長崎市古川町6-37 サンラーク浜の町3F
- ※毎週1回往診の形で歯科受診実施しております。

版番号	9 版
発行	R7.4

4.施設利用に当たっての留意事項

※コロナウイルス発生後よりこちらのルールは別紙対応が異なります。ご了承ください。

・面会について

面会時間は 9:00～20:00 です。面会の際には、1 階事務所で面会簿に必ずご記帳ください。

ご家族の面会時、同室者の利用者に食べ物を配ることは固くお断りいたします。

・外出、外泊について

必要に応じ、外出や外泊を支援します。ただし、入所療養中ですので、介助方法の指導や服薬指導等が必要な場合もあり、事前に相談をいただきますようお願いしています。(原則として医師の許可及びご家族の付き添いは必須となります)

また、外泊時等の施設外での受診については、緊急の場合を除き、当施設の医師等に無断で他の医療機関で受診することはご遠慮ください。

・飲酒、喫煙について

飲酒・喫煙は医師の許可及び定められた場所以外は認められません。

・所持品、備品等の持ち込みについて

持ち物（特に衣類、タオル類）には必ず氏名の記入をお願いします。また、電気製品等（携帯電話・PC 類を含む）の個人持込利用については事前に必ずお申出下さい。

ただし、その使用に起因する問題が発生した場合には、双方の協議の上、その使用を制限する場合もあることを予めご理解ください。

・金銭、貴重品の管理について

原則として持ち込まないようにしてください。諸事情により預り金管理を望まれる場合は、事務所内金庫にて管理させていただきます。

また、やむを得ず本人が所持される場合は上限 5 千円までとします。ただし、本人所持金は当施設の管理対象になりませんので、万が一紛失された場合においても当施設では責任を負いかねます事をご理解ください。

・ペットの持ち込み

衛生上の問題によりご遠慮下さい。

・火気類、刃物（ハサミも含む）の持ち込み

管理などの問題もあり、ご遠慮下さい。

・部屋換えについて

次の様な場合、部屋換えを相談させていただきます。

- 1.医療的に重度の方をサービスステーションの近くに転室頂き、体調管理（病変時の救急対応）に万全を期したい場合。
- 2.集団生活がより円滑になるよう、対人関係に配慮した部屋割りに再編成したい場合。
- 3.同室者への迷惑行為があり、個室でなければ対応困難な場合。
- 4.ご本人に起因するものでなくとも、他の方の居室移動に伴ってご本人の居室移動が必要な場合。

※居室換えの際は、事前に充分なご説明を致しますが、医療的判断により緊急止むを得ない場合は事後報告になることがあります。

版番号	9 版
発行	R7.4

※居室換えにより居住費が高額になる場合は、必ず本人及びご家族の了承を得るものとします。

5 身体拘束等

当施設は、「約款第 8 条 身体拘束等」の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施します。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

6 虐待防止等

利用者の人権の擁護、虐待防止のするため、以下に掲げる事項を実施します。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を職員へ周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。

7 事業継続計画の策定等

感染症や非常災害発生時に早期の業務再開を図るため、以下に掲げる必要な対策を講じます。

- (1) 事業継続計画を策定し、職員への周知を図ります。
- (2) 必要な研修と訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的な事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

8.非常災害対策

防災設備：スプリンクラー、消火器、消火栓 防災訓練：年 2 回

9 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

10.要望及び苦情などの相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

(相談解決責任者：施設部長 池田周作 電話 095-840-1200)

(相談受付担当者：支援相談員 入口初則・松賀隆介 電話 095-840-1200)

※www.cosmos-garden.com にて、メールでの苦情、相談も賜っております。

11.その他 当施設についての詳細は、リーフレットを用意してありますのでご請求ください。

版番号	9 版
発行	R7.4

介護老人保健施設サービスについて

1.介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用者の介護保険証を確認させていただきます。

2.介護老人保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば利用者の居宅における生活への復帰ができるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・扶養者の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

計画はおおむね 3 ヶ月に 1 回もしくはご本人・扶養者の要請に応じ、見直し・変更を行います。

◇医療：

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇機能訓練：

原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

◇生活サービス：

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営します。

3.利用料金

(1) 基本料金・・・料金表①

入所利用料金の目安（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。金額には地域加算 7 級地が適用されます。）

(2) 料金表内訳・・・料金表②

①施設サービス費（基本型）

1 日のサービス費（要介護度、利用居室、負担割合の別に 1 日のサービス費の目安を表記しています。）

版番号	9 版
発行	R7.4

②加算料金Ⅰ

基本的にすべての利用者に加算される項目です。

③加算料金Ⅱ

期間限定又は利用者ごとの状態に応じて個別に算定される項目です。

④その他、実費負担

- ・食費（1日当たり） 1,445 円
- ・居住費（療養室の料金）（1日当たり）
（従来型個室：1728 円 2人部屋：760 円 4人部屋：437 円）
※負担限度額認定の段階により個人負担上限が違います。
- ・その他、外部事業者に係る料金については別途資料にてご確認ください。

4.支払方法

「介護老人保健施設入所利用約款」第5条の通りです。